

## 技術提案書を特定するための評価基準

## ①配置予定技術者の経験及び能力

評価項目			評価の着目点			評価点	配点		
								判断基準	
配置 予定 技術 者の 経験 及び 能力	資格 ・ 実績 等	管理 技術 者	資格 要件	技術 者 資 格	技術者資格等、その 専門分野の内容 【様式－２－１】		3		
						①		技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門（都市及び地方計画）に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている。	3
						②		RCCM（都市及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている。	1.5
		専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	同種又は類似業務等 の実績の内容 【様式－２－１、様 式３】		下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。）  また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。	3		
					①	平成25年度以降公示日までに完了した業務で同種業務の実績が2件ある。		3	
					②	平成25年度以降公示日までに完了した業務で同種業務の実績が1件ある。		2	
	担 当 技 術 者	資格 要件	技術 者 資 格	技術者資格等、その 専門分野の内容 【様式－２－２】		下記の順位で評価する。  なお、担当技術者を複数設ける場合の評価点は各々の担当技術者の平均値を評価点とする。	3		
					①	技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門（都市及び地方計画）に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている。		3	
					②	RCCM（都市及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている。		1.5	
		専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	同種又は類似業務等 の実績の内容 【様式－２－２、様 式３】	③	上記①②以外	0		
						下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。）  また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。  なお、担当技術者を複数設ける場合の評価点は各々の担当技術者の平均値を評価点とする。	3		
					①	平成25年度以降公示日までに完了した業務で同種業務の実績が2件ある。		3	

				②	平成25年度以降公示日までに完了した業務で同種業務の実績が1件ある。	2	
				③	平成25年度以降公示日までに完了した業務で類似業務の実績がある。	1	
				④	同種又は類似業務等の実績がない	0	
	照査技術者	資格要件	技術者資格		下記の順位で評価する。		2
			技術者資格等、その専門分野の内容【様式-2-3】	①	技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門（都市及び地方計画）に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている。	2	
				②	RCCM（都市及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている。	1	
	管理技術者	情報収集力	地域精通度		下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。）  また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。		3
			平成25年度以降【過去10年を基本とする】公示日までに完了した業務における当該地域、周辺での業務実績の有無【様式-2-1、様式-2-2】	①	北葛城郡における業務実績あり	3	
				②	奈良県内での業務実績あり	1.5	
				③	上記に該当しない場合	0	
	担当技術者				下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。）  また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。  なお、担当技術者を複数設ける場合の評価点は各々の担当技術者の平均値を評価点とする。		3
				①	北葛城郡における業務実績あり	3	
				②	奈良県内での業務実績あり	1.5	
				③	上記に該当しない場合	0	
手持ち業務量					公示日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について下記の順位で評価する。（照査技術者として従事するものは含めない）		
	管理技術者		手持ち業務金額及び件数（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）	①	契約金額500万円以上の手持ち業務の件数が6件未満	3	3
				②	契約金額500万円以上の手持ち業務の件数が6件以上11件未満	1.5	
				③	契約金額500万円以上の手持ち業務の件数が11件以上	0	
	担当技術者			①	契約金額500万円以上の手持ち業務の件数が6件未満	2	2
				②	契約金額500万円以上の手持ち業務の件数が6件以上11件未満	1	
				③	契約金額500万円以上の手持ち業務の件数が11件以上	0	
小計							25

② 実施方針【様式－ 8、様式 8-2】

評価項目	評価の着目点		ヒアリング＋書面		
	評価項目		評価点	配点	
実施方針 ・実施フロー・工程計画・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	①正しく理解	3	3
			②概ね理解	1	
			③理解度が低い	0	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	①妥当性がある	3	3
			②一部不整合な部分有り	0	
	工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	① 妥当性がある	3	3
			② 一部不整合な部分有り	0	
	その他	「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」がある場合に優位に評価する。	①「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の2つがある	3	3
			②「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」のいずれかがある	1	
			③提案がない場合	0	
	地域の実情を把握したうえで、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に評価する。	①有益な提案有り	3	3	
		②上記以外	0		
業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は評価せず、技術提案書を無効とする。			—	—	
小計				15	

③ 評価テーマ【様式－9】

評価項目			評価の着目点		ヒアリング＋書面	
			評価項目	評価点	配点	
評価テーマに関する技術提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	①整合性が十分ある	4	4	
			②整合性がある	2		
			③整合性が不十分	0		
		着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	①キーワードが十分網羅	4	4	
			②キーワードが網羅	2		
			③キーワードの記述が不十分	0		
		事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	①重要度が十分に考慮	2	2	
			②重要度を考慮	1		
			③重要度の考慮が不足	0		
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	①難易度に十分ふさわしい	2	2	
			②難易度にふさわしい	1		
			③不十分	0		
	業務の的確性に著しく欠ける場合は評価せず、技術提案書を無効とする。			—	—	
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	①説得力が十分ある	6	6	
			②説得力がある	4		
			③説得力が不十分	0		
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	①複数の類似実績がある	2	2	
			②類似実績がある	1		
			③類似実績がない	0		
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	①適切である	2	2	
②上記以外			0			

評価 テーマ 2		提案内容によって想定される 事業費が適切な場合に優位に 評価する。	①適切である	2	2
			②提案内容と不整合	0	
		業務の実現性に著しく欠ける 場合は評価せず、技術提案書 を無効とする。		—	—
	独創性	下記の4項目を総合的に判断し て配点を行う。 ・工学的知見に基づく前例の ない提案がある場合に優位 に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を援 用した、高度の検討・解析 手法の提案がある場合に優 位に評価する。 ・複数の既存技術を統合化す る提案がある場合に優位に 評価する。 ・新工法採用の提案がある場 合に優位に評価する。	①3項目以上の提案有り	6	6
			②2項目の提案有り	4	
			③1項目の提案有り	2	
			④提案なし	0	
	同上			※	30
	小計				60

#### ④参考見積に関する確認

評価項目	評価の着眼点	ヒアリング+書面	
		評価点	配点
参考見積	業務コストの妥当性 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適 切な場合は特定しない。	—	

合計	100
----	-----